

**TOKOWAKA-MIE事業共創推進事業運営業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 目的

本事業では、県内におけるイノベーションを促進し、三重県経済の持続的な発展につなげるために、先進的な技術・ノウハウを持つスタートアップとの連携に向けた県内事業者の機運を広く醸成するとともに、県内事業者による他社との事業共創への具体的な取組を促進することによって、令和4年度に着手し動き出した三重県におけるオープンイノベーションの流れを定着・加速させることをめざす。

本業務委託は、本事業を事務局として運営する業務を委託するものです。

2 委託業務の内容

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | TOKOWAKA-MIE事業共創推進事業運営業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで |
| (3) 委託業務の内容 | 別紙「業務仕様書」のとおり |

3 契約上限額

9,153,819円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。
- (7) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同事業体の構成員が、上記参加資格の条件をすべて満たすこととする。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び添付書類・・・1部

※必要な場合は、委任状(第3号様式)1部を提出すること。また、共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合、共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)の提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

ア 提出期限

令和5年3月30日（木）12時00分まで（必着）

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局
デジタル事業推進課 新事業創出班

ウ 提出方法

上記提出先へ電子メール、ファクシミリ、持参、郵便または民間事業者による信書便により提出すること。

なお、電子メール、ファクシミリ、郵便または民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「18 連絡先」あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

エ 参加資格決定通知

令和5年4月10日（月）に通知します。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める資料を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する

「TOKOWAKA-MIE事業共創推進事業運営業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において書類審査とプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

また、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます）。

(1) 提出期限

令和5年4月11日（火）12時00分まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局
デジタル事業推進課 新事業創出班

(3) 提出方法

上記提出先へ電子メール、持参または郵便または民間事業者による信書便に限ります。

なお、郵便または民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「18 連絡先」あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

(4) 提出を求める資料及び提出部数

- ア 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）
- イ 業務体制（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）
- ウ 業務実施スケジュール（任意様式）・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）
- エ 見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

※「消費税抜き」価格を明記してください。

オ 契約実績証明書（第5号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書がある場合に提出してください。

カ その他資料（提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

(5) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

①企画性

- ・ 事業の目的を達成するための的確な提案がなされているか。
- ・ 自社の持つノウハウ等の強みが活かされた特色ある提案がなされているか。

②専門性

- ・ 本事業の目的を達成するための専門的な知見やスキル、指導力等を有しているか。

③業務推進性

- ・ 経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ・ 実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

④経済合理性

- ・ 費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当であるか。

(6) 第1次審査（書類審査）の実施

- ・ 実施日時：令和5年4月11日（火）を予定。
- ・ なお、申込者数が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

- ・ 提出された企画提案書の審査を行うため、以下のとおり提案書によるプレゼンテーションを実施します。
- ・ プレゼンテーションにおける説明は、上記（4）で提出した企画提案資料により行うものとします。
- ・ 実施日時：令和5年4月13日（木）を予定
- ・ 方法：プレゼンテーションを予定

※本委託業務へ従事する者がプレゼンテーションを行うものとする。

※提案者によるプレゼンテーションの実施については、テレビ会議システム（ZOOM）を活用して行う予定です。

※ プレゼンテーションの実施日時・方法等については、第2次審査に参加するすべての者に令和5年4月11日（火）17時00分までに電子メールまたは電話で連絡します。

(8) 審査の結果

①第1次審査（書面審査）

審査の結果は、5者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、第2次審査に参加したすべての者に対して速やかに通知します。

7 質疑応答

質問事項の取り扱いについては下記のとおりとします。

（1）質問の受付期間

入札公告の翌日から令和5年3月23日（木）12時00分まで。

（2）質問の方法

持参または電子メールのいずれかの方法で提出するものとします（様式任意）。
なお、質問文書には、担当窓口の部課名、氏名、電話及び電子メールアドレスを明記してください。

また、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話にて着信の確認を行ってください。

（3）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できません。

（4）質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和5年3月27日（月）17時00分までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が各1部ずつ必要になります。

（1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（発行手数料は有料）。

（2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（発行手数料は無料）。

※（1）、（2）にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を電子メールにて提出してください。）

9 契約方法に関する事項

（1）契約条項は、三重県デジタル社会推進局 デジタル事業推進課において示します。

（2）契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第

17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約書の作成に要する費用は、受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。

(5) 契約は、三重県デジタル社会推進局 デジタル事業推進課において行います。

(6) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、令和 5 年度予算発効時において生じます。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

11 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

12 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱に係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意してください。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返却しません。
- (3) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。

なお、個人情報の取扱いに関する特記事項の内容並びに個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

(8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

18 連絡先 (※)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局 デジタル事業推進課

新事業創出班 矢形、伊藤

電話番号：059-224-2227

FAX 番号：059-224-2520

E-mail：sougyo@pref.mie.lg.jp

※組織改編に伴い、令和5年4月1日（土）以降は本業務を三重県雇用経済部産業イノベーション推進課 技術革新班において行います。つきましては、本参加仕様書中の「三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課」は同日以降、「三重県雇用経済部産業イノベーション推進課」と読み替えることとします。

なお、電話番号・E-mailについては上記のまま変わりませんが、FAXについては令和5年4月1日以降、変更となりますので、必要な場合は電話もしくはE-Mailにてお問い合わせください。